

店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示

セントレード証券株式会社

計測日時:2025年3月31日

- イ. 未カバー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測
ロ. カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測
ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率 ➤ カバーされていないポジションは、為替相場の変動の影響を直接受けることになります。

〔【計算式】 (未カバーポジション^(注)／|顧客の買い建玉 - 顧客の売り建玉|) × 100〕

(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対応しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉

未カバー率
0%

ロ. カバー取引の状況 ➤ カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生することになります。

〔【各区分の計算式】

(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計／全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計) × 100〕

【 格付なし 】
100.0%

ハ. 平均証拠金率 ➤ 証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなります。

〔【計算式】 実預託額／(顧客の買い建玉 + 顧客の売り建玉) × 100〕

平均証拠金率
35.59%

(参考)

店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられております。

以 上